

議案参考資料

[令和2年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第67号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に対し、国に準じた特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 支給対象業務

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したとき。

[具体例]

- ・新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者(以下「感染症患者等」と言う。)を救急車等で搬送する業務に従事したとき。
- ・PCR検査を行うための検体を採取する施設等において行われる業務に従事したとき。

2 手当額

日額3,000円(ただし、以下の業務に従事した場合には4,000円)

- ・感染症患者等の身体に接触して行う業務
- ・感染症患者等に長時間にわたり接して行う業務

(施行期日：公布の日(適用は令和2年4月1日から))

背景・経過

国においては、中国武漢市からの帰国邦人を乗せた政府チャーター機や新型コロナウイルス感染症の発生があったクルーズ船の内部、また、それら帰国邦人や下船者が宿泊する施設内において、対象者に接して行う作業や対象者が使用した物件を処理する作業などに従事した職員に対し、令和2年1月27日に遡って特殊勤務手当を支給できるよう人事院規則の改正が令和2年3月18日付けで行われました。

その後、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において、病院や宿泊施設等での感染者収容の増加がみられる中、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部、また、これらの施設へ移動する際の車内での作業についても特殊勤務手当の支給対象となり得ることが示されるとともに、国の改正内容と趣旨を踏まえ、地方公共団体においても適切に対応するよう通知がなされています。